

春の叙勲・褒章・第36回危険業務従事者叙勲

春の叙勲が発表され、本市では次の方々が受賞されました。おめでとうございます。

＊黄綬褒章 (業務精励)

おおはし たもつ
大橋 保 氏
大橋総設工業株式会社代表取締役

＊旭日双光章 (地方自治功労)

ふじた のりお
藤田 紀夫 氏
元大田原市議会議長

＊紫綬褒章 (発明改良功績)

みやざき みつえ
宮崎 美津恵 氏
元キャノンメディカルシステムズ株式会社 社長附

＊瑞宝単光章 (国勢調査功労)

せきや えいち
関谷 榮一 氏
元国勢調査員

＊瑞宝単光章 (矯正業務功労)

うえたけ わたる
植竹 渉 氏
元法務事務官

＊瑞宝単光章 (統計調査功労)

ふじもと かずこ
藤本 和子 氏
元各種統計調査員

＊瑞宝単光章 (矯正業務功労)

やまだ けんじ
山田 賢二 氏
元法務事務官

令和3年度 大田原市職員採用試験

●職種・募集人員

- | | |
|----------------|------|
| ①一般事務 | 9名程度 |
| ②一般事務(身体障害者対象) | 1名程度 |
| ③土木技師 | 1名程度 |
| ④建築設備(電気・機械)技師 | 1名程度 |
| ⑤保健師 | 2名程度 |

●受験資格

- ①一般事務:平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する方(令和4年3月31日までに卒業見込の方を含む)
- ②一般事務(身体障害者対象):次のすべての要件を満たす方
 - ▶昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する方(令和4年3月31日までに卒業見込の方を含む)
 - ▶身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方であって、介助者なしに職務の遂行が可能な方
- ③土木技師:次のすべての要件を満たす方
 - ▶昭和56年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する方
 - ▶技術士(建設部門・上下水道部門)、1級土木施工管理技士、または2級土木施工管理技士の資格を有する方
- ④建築設備(電気・機械)技師:昭和56年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する方であって、次のいずれかの要件を満たす方
 - ▶技術士(電気電子部門)、1級電気工事施工管理技士、または2級電気工事施工管理技士の資格を有する方
 - ▶1級管工事施工管理技師、2級管工事施工管理技師、または建築設備士の資格を有する方
- ⑤保健師:昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する(採用時ま

問申 総務課人事係

〒324-8641 大田原市本町1-4-1

TEL(23)8702

URL <https://www.city.ohawara.tochigi.jp/>

で取得見込みを含む)方

●受験資格のない方…次のいずれかに該当する方

- ▶日本国籍を有しない方
- ▶禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ▶日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

●試験の期日・場所・内容

▶一次試験

日時:9月19日⑧ 午前9時10分～正午

場所:国際医療福祉大学(大田原市北金丸2600-1)

試験内容:教養試験(高等学校卒業程度)

性格診断検査

▶二次試験

日時:10月中旬～下旬の予定

試験内容:記述試験・グループワーク・口述試験

●合格発表予定

▶一次試験:10月上旬

▶最終合格発表:11月上旬

●採用予定日…令和4年4月1日

●試験要領・申込書など…総務課人事係(本庁舎6階)、湯津上支所、黒羽支所で、6月1日⑨から配付。

※市ホームページからも申請書のダウンロード、または採用申込フォームからの申請が可能です

●試験申込の受付期間

【窓口受付】7月1日⑩～7月30日⑩

平日午前8時30分～午後5時15分

【郵送】7月30日⑩までの消印有効

【市ホームページ】

7月30日⑩午後5時15分までの受信有効

●試験申込の受付場所…総務課人事係(本庁舎6階)

※湯津上支所、黒羽支所では受け付けません。

※詳細は、市ホームページまたは窓口配付の「令和3年度大田原市職員採用試験要領」をご確認ください。

令和3年度 児童手当・特例給付現況届を発送します

問 子ども幸福課
本 3階 TEL(23)8932

令和3年度児童手当・特例給付現況届は、6月7日④に対象者全員に発送しますので、①～④のいずれかの方法で6月中旬に提出をお願いします。

各提出方法の注意事項は、現況届とあわせて送付される通知をご覧ください。

- ① 郵送(送料は自己負担となります)
- ② 『現況届ポスト』へ投函
- ③ 電子申請(6月8日から受付開始予定)
マイナポータルの『ぴったりサービス』から電子申請が可能です。詳細は市ホームページをご確認ください。
- ④ 会場受付(記入方法がわからない場合)
日程および会場の受付窓口、待合スペースを縮小して実施しますので、お時間がかかります。各会場の受付終了15分前までにお越しください。

湯津上会場	湯 1階 106・107会議室
6月14日④	午前9時～正午・午後1時～4時
黒羽会場	黒 2階 第1会議室
6月15日④	午前9時～正午・午後1時～4時
大田原会場	本 3階 301・302会議室
6月16日④	午前9時～正午・午後1時～7時
6月17日④	午前9時～正午・午後1時～5時15分
6月18日④	午前9時～正午・午後1時～5時15分
【注意事項】上記の期間中、該当の会場以外での受付は行いません。会場で手続きする場合はマスクを着用し、来庁する本人、または同居のご家族で体調の悪い方がいる場合や、37.5度以上の熱がある方の来庁はご遠慮ください。	

■電子申請をする前に確認が必要なこと

1 児童手当・特例給付の受給者のマイナンバーカードを持っているか

受給者とは、手当の振込口座の名義人となっている方です。番号通知カードやマイナンバーが記載された住民票などでは電子申請をすることはできません。

2 受給者のマイナンバーカードについて4ケタの『暗証番号』と6～16ケタの『電子署名付与パスワード』がわかっているか

マイナンバーカードは各パスワードを複数回間違えるとロックがかかります。各パスワードがわからない場合やロックがかかってしまった場合は、市民課窓口でご本人による手続きが必要です。(要マイナンバーカード)

3 ご自身のパソコンやスマートフォンが『マイナポータルAP』に対応している機種かどうか

電子申請は『マイナポータルAP』というアプリケー

ションを使用して行います。対応OSやブラウザ、対応機種は、以下のホームページで確認することができます。

◆動作環境について『ぴったりサービス』
URL: <https://app.oss.myna.go.jp/Application/resources/dousakankyuu/index.html>



4 パソコンから申請する場合、マイナンバーカードを読み込みできるマルチリーダーがあるか

マルチリーダーはご自身でご用意ください。

※電子申請の詳細は、市ホームページに掲載しています。



◆マイナンバーカードに関する問い合わせ

問 市民課
本 2階 TEL(23)8755



大学生等支援事業のお知らせ

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内に居住する大学生などの学業支援を目的として、一人につき5,000円分の図書カードをお配りしています。下記の事項をご確認の上、対象となる方は期間内に申請してください。

- 申請期間…5月10日④～8月31日④
 - 対象者
 - ▶ 平成15年4月1日以前に生まれた方
 - ▶ 申請日において、大学生など(※)である方
 - ▶ 申請日時点において、市内に居住する方(住民登録の有無は問いません)
- ※大学生などは学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校および専修学校に在籍している方になります。その他、申請方法などの詳細は、右のQRコードからご確認ください。



市ホームページ

第7投票所の変更について

本年秋までに執行される衆議院議員総選挙から、第7投票所を次のとおり変更します。

- 第7投票所(大田原中学校)
【変更前】管理棟1階美術室→【変更後】新校舎1階多目的室



問 政策推進課 本 6階 TEL(23)8793

問 選挙管理委員会 本 8階 TEL(23)8736

年金を受給している65歳以上の方の市民税・県民税特別徴収制度

令和3年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度(年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度)により、市民税・県民税を納付することになります。この制度は年金受給者の納税の利便性の向上を目的に導入された制度です。

なお、この制度はあくまで徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

●特別徴収の対象者…▶前年中に公的年金の支払いを受け、かつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方▶4月1日現在65歳以上の方▶遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方▶介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

●特別徴収の対象となる年金…老齢または退職を支給事由とする公的年金

●特別徴収される税額…公的年金所得にかかる所得割額と均等割額

※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

●税額などの通知…年金から特別徴収される金額は、送付される「令和3年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認ください。

※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

○特別徴収開始1年目の方(昭和30年4月2日から昭和31年4月1日生まれの方)

年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

▶前半:年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6・8月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。

▶後半:残った年税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

(例)公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別・支給月 納付額・徴収額	普通徴収 (納付書で納付)		特別徴収 (公的年金支給額から天引き)		
	1期(6月) 15,000円	2期(8月) 15,000円	公的年金 10月支給分 10,000円	公的年金 12月支給分 10,000円	公的年金 2月支給分 10,000円
	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{3}$	年税額の $\frac{1}{3}$	年税額の $\frac{1}{3}$
	年税額の $\frac{1}{2}$		年税額の $\frac{1}{3}$		

○特別徴収2年目以降の方(昭和30年4月1日以前生まれの方)

年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。

▶前半:前年度の特別徴収税額(年税額)の $\frac{1}{2}$ に相当する額を3回に分け、4, 6, 8月に支給される公的年金から特別徴収。

▶後半:本年度分の年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

(例)公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月 徴収額	特別徴収 (仮特別徴収税額)			特別徴収 (年税額から仮特別徴収税額を引いた額)		
	4月 10,000円	6月 10,000円	8月 10,000円	10月 11,000円	12月 11,000円	2月 11,000円
	前年度の年税額の半分の額を3回で徴収 ※前年度の年税額が60,000円の場合			年税額 - 仮特別徴収税額 = 10月以降の徴収額 63,000円 - 30,000円 = 33,000円 ⇒ 3回で徴収		

行政相談委員の委嘱について

行政相談委員は総務大臣が委嘱した民間有識者で、ボランティアとして、国の行政活動全般に関する住民からの苦情や相談などを受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。

令和3年4月1日付で、次の4名の方が総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたのでお知らせします。

大田原市行政相談委員 4名(再任)

大田原地区		湯津上地区	黒羽地区
菅谷 正男 氏	廣瀬 貞子 氏	飯塚 陽一 氏	山上 豊子 氏